

町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 ( 2 0 1 7 年 ) 2 月 2 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

町田市特定公共物管理条例（平成13年12月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1種の項中「1, 054」を「1, 075」に改め、同表第2種の項中「738」を「753」に改め、同表第3種の項中「316」を「322」に改め、同表第4種の項中「527」を「537」に改め、同表第5種の項から第7種の項までの規定中「1, 054」を「1, 075」に改める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正後）

別表第1（第8条関係）

種別	占用の内容	単位	占用料（円）
第1種	<p>1 橋りょう（添架物を含む。）の設置を目的とするもの（第2種の項第3号に掲げるものを除く。）</p> <p>2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの</p>	1平方メートルにつき1年	<u>1,075</u>
第2種	<p>1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの</p> <p>2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの</p> <p>3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの</p>		<u>753</u>
第3種	<p>1 ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの</p> <p>2 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置を目的とするもの</p>		<u>322</u>
第4種	電線その他これに類する架空線の設置を目的とするもの		<u>537</u>
第5種	電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。）の設置を目的とするもの		<u>1,075</u>
第6種	電力の供給事業のための鉄塔の設置を目的とするもの		<u>1,075</u>

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正後）

	るもの		
第7種	第1種の項から第6種の項までに属さないもの		<u>1,075</u>

備考 略

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正前）

別表第1（第8条関係）

種別	占用の内容	単位	占用料（円）
第1種	<p>1 橋りょう（添架物を含む。）の設置を目的とするもの（第2種の項第3号に掲げるものを除く。）</p> <p>2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの</p>	1 平方メートルにつき1年	<u>1,054</u>
第2種	<p>1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの</p> <p>2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの</p> <p>3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの</p>		<u>738</u>
第3種	<p>1 ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの</p> <p>2 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置を目的とするもの</p>		<u>316</u>
第4種	電線その他これに類する架空線の設置を目的とするもの		<u>527</u>
第5種	電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。）の設置を目的とするもの		<u>1,054</u>
第6種	電力の供給事業のための鉄塔の設置を目的とするもの		<u>1,054</u>

町田市特定公共物管理条例新旧対照表（改正前）

	るもの		
第7種	第1種の項から第6種の項までに属さないもの		<u>1,054</u>

備考 略